

(1) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

区 分	基本料金	1 割	2 割	3 割	算定回数等
理学療法士、作業療法士による訪問リハビリテーション	1 回 20 分以上のサービス（1 週に 6 回が限度）	313 円	623 円	937 円	1 回当たり

加 算		1 割	2 割	3 割	算定回数等
短期集中リハビリテーション実施加算	退院（所）日又は新たに要介護認定効力発生日から 3 月以内）	204 円	407 円	611 円	1 日当たり
リハビリテーションマネジメント加算	B(口)	492 円	983 円	1,474 円	1 月当たり
サービス提供体制強化加算 I		7 円	13 円	19 円	1 回当たり

- ※（短期集中リハビリテーション加算は利用者に対して、集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。  
退院（退所）日又は介護認定の効力発生日から起算して 3 月以内の期間に、1 週間につき概ね 2 日以上、1 日あたり 20 分以上の個別リハビリテーションを行います。
- ※ リハビリテーションマネジメント加算については、リハビリ会議の開催、居宅サービス事業所と居宅訪問等しリハビリの質の管理をする場合に 1 月に 1 回算定します。  
介護予防（要支援 1 または要支援 2）の方はリハビリテーションマネジメントは加算されません。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し指定訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。
- ※ 主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問リハビリテーション費は算定せず、別途医療保険による提供となります。

(4) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）について

名 称	週の限度	1 割	2 割	3 割
在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料 （同一建物居住者以外の場合）	週 6 単位まで 退院日から 3 月以内は週 12 単位 ※1	300 円	600 円	900 円
在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料 （同一建物居住者の場合）	週 6 単位まで 退院日から 3 月以内は週 12 単位 ※1	255 円	510 円	765 円

- ※1 1 単位は 20 分です。
- ※2 医療保険による訪問リハビリテーションは、原則 1 日 1 回、週 6～12 単位までとなっています。ただし、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーション指導管理

を行う場合は6月に1回に限り診療の日から14日を限度として1日4単位に限り算定できます。

※3 急性増悪とはバーセル指数又はFIMが5点以上悪化し、一時的に頻回の訪問リハビリが必要になった状態をいいます。

※4 末期の悪性腫瘍の患者様は週の算定限度の制限を受けません。

#### 4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が通常のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。 ※それ以外の方は交通費を自費でお支払いいただきます。 1. 実施地域外から片道5キロメートル未満 0円 2. 実施地域外から片道5キロメートル以上 500円	
② キャンセル料	キャンセル料金はいただきませんが、キャンセルが必要となったときは至急ご連絡下さい	
	リハビリ科 江崎 暦	093-617-0770
③ その他	サービスの実施に必要な利用者様宅の水道、電気等の費用につきましてはご負担願います	

#### 5 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

請求方法	ア 利用料利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 請求書は基本的に翌月15日までに郵送または窓口でお渡しさせていただきます。 ウ 医療保険の場合、後期高齢者医療受給者証をお持ちの方は、1医療機関における1月あたりの外来一部負担金に上限が設定されており、上限金額を超えた分についてはご負担が不要となります（公費医療受給者資格をお持ちの方は該当の資格によります）
支払方法	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 病院窓口での支払い（現金、クレジット等） (イ) 事業者指定口座への振り込み（振込でご精算の場合、手数料はご負担いただきます。振込の場合振込用紙が領収書となります） イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となる場合があります。）

※ 利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。